

# 診療所を開業される皆様へ

長崎県では、地域に必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定いたしました。

診療所の新規開業を予定されている皆様には、外来医療計画の趣旨をご理解いただき、地域の医療の充実を図るための取組についてご協力いただきますようお願いいたします。

## 1 外来医療計画について

外来医療計画では、地域ごとの外来医療機能の可視化や、地域の外来医療提供体制について協議を行う場（圏域ごとの地域医療構想調整会議）における協議を通じて、それぞれの地域の実情に応じた外来医療提供体制を、地域の関係する皆さまの協力により充実させていくことを目指しています。

そのため、計画では、県内の8つの医療圏ごとに地域で不足する外来医療機能について協議を行い、それぞれの地域で充実が必要な外来医療機能として取りまとめ、診療所を開業される方に対して、これらの機能を担っていただくようお願いしております。

（外来医療計画については、長崎県医療政策課のHPに掲載しています。）

### ■地域で充実が必要な外来医療機能

二次医療圏	市町	地域で充実が必要な外来医療機能	外来医師多数区域※
長崎	長崎市、西海市、長与町、時津町	○在宅当番医など初期救急医療提供体制 ○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域
佐世保県北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町		—
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町		多数区域
県南	島原市、雲仙市、南島原市		多数区域
五島	五島市		多数区域
上五島	小値賀町、新上五島町	○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	—
壱岐	壱岐市	○在宅当番医など初期救急医療提供体制 ○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域
対馬	対馬市	○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域

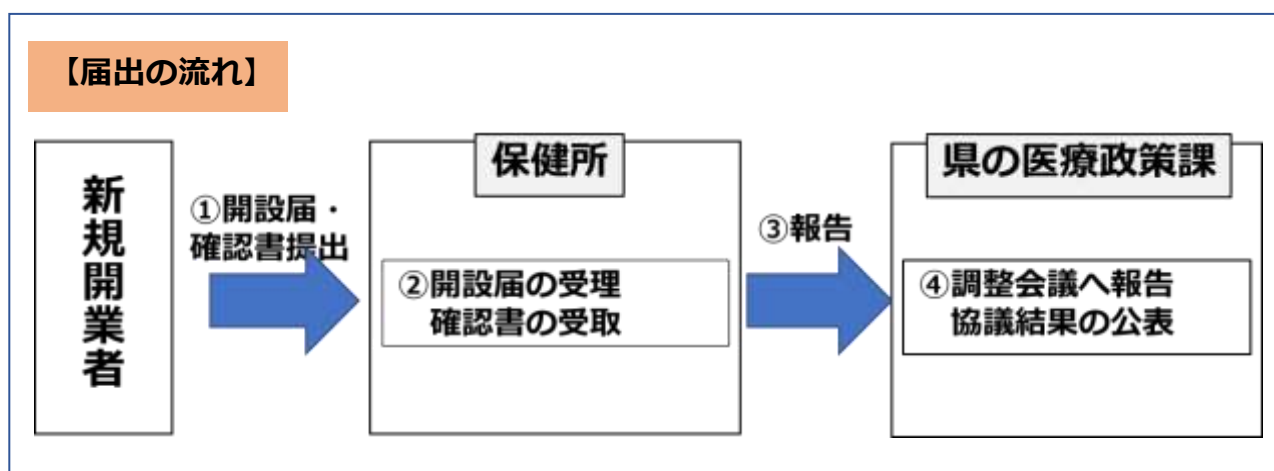
※外来医師多数区域

厚生労働省が示した外来医師偏在指標（地域の医療ニーズや人口構成、医師の性別・年齢分布等により補正を行った人口10万人当たりの診療所医師数）が、全国の二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定しています。

## 2 診療所の新規開業時の手続きについて

診療所の「開設届」を所管の保健所へ提出される際、「**新規開業に伴う医療機能等に関する確認書**」（以下、「確認書」という。）の提出をお願いします。

- ◆ 上記確認書により、地域で担う医療機能等について確認を行います。
- ◆ 外来医師多数区域においては、新規開業に関する情報のほか、地域の方針として取りまとめた「充実が必要な外来医療機能」を担うことへの合意の状況等について、医療圏ごとの地域医療構想調整会議へ報告します。
- ◆ 外来医師多数区域以外の区域においては、新規開業に関する情報について、医療圏ごとの地域医療構想調整会議へ報告します。
- ◆ なお、外来医療計画に定める「地域で充実が必要な外来医療機能」を担わないことにより、診療所の開設が制限されるものではありません。



※本計画における「新規開業」とは、医療法により「診療所等開設の届出」を行う無床診療所（歯科診療所除く）の開設をさします。

※「新規開業」のうち、次のア、イのいずれかに該当する場合は、開設届出の際にご提出いただく確認書において確認をした上で、医療圏ごとの地域医療構想調整会議への報告を省略することができますとしています。

ア 地域で充実が必要とされた外来医療機能を担っていた診療所が、同じ医療圏内で移転する場合、移転前に担っていた外来医療機能を引き続き行う旨の届出がなされた場合

イ 開設者を変更する前の診療所が地域で必要とされる外来医療機能を担っており、開設者を変更した後も引き続き行う旨の届出がなされた場合

### ■ 外来医療計画に対するお問い合わせ先 県の医療政策課

TEL:095-895-2461/FAX:095-895-2573/メールアドレス:s040308@pref.nagasaki.lg.jp

### ■ 新規開業の手続きに対するお問い合わせ先 所管の保健所